

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| 事故等番号 | 2014横第153号 |
| 事故等種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成26年10月19日 12時20分ごろ |
| 発生場所 | 愛知県西尾市一色漁港 一色港西防波堤灯台から真方位077° 320m付近 (概位 北緯34° 47.33′ 東経137° 01.01′) |
| 事故等調査の経過 | 平成26年10月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A プレジャーボート ^{きかきばら} 榊原丸、5トン未満 240-41187愛知、個人所有 B プレジャーボート ^{ななほし} セツ星、5トン未満 242-17465愛知、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | A 船首外板に割損 B 左舷船尾パルピットに擦過傷 |
| 事故等の経過 | A 船は、船長Aが1人で乗り組み、知人1人を乗せ、一色漁港の坂田船溜まりへ向け航行していた。 A 船は、坂田船溜まり出入口付近を速力約3～4ノットで南東進中、船長Aが、左舷船首方50m付近に接近して来るB船を認め、避航しようとして右転したところ、右舷方に係留していた船の錨索が気になり、接触しないように左転した際、船首方至近のB船に気付いたものの、何もできず、A船の左舷船首とB船の左舷船尾とが衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、一色漁港の坂田船溜まり内を出入口に向け航行していた。 B 船は、船長Bが、右舷方に入航して来るA船を認めて停船し、A船の入航を待っていたところ、A船が接近して来るので、右舵を取って機関を前進にかけたものの、A船と衝突した。 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 | A あり、B なし A なし、B なし |

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p> | <p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、一色漁港において南東進中、船長Aが、左舷船首方50m付近に接近して来るB船を認め、避航しようとして右転したところ、右舷方に係留していた船の錨索が気になり、錨索を避けようとした際、左舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、停船しているB船に向けて左転し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、一色漁港において、船長Bが、右舷方に入航して来るA船を認めて停船し、A船の入航を待っていたところ、A船が接近して来るので、右舵を取って機関を前進にかけたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、一色漁港において、A船が南東進中、B船が停船中、船長Aが、左舷船首方50m付近に接近して来るB船を認め、避航しようとして右転したところ、右舷方に係留していた船の錨索が気になり、錨索を避けようとした際、左舷方の見張りを適切に行っていなかったため、停船しているB船に向けて左転し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方向のみに注意することなく、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 他船の意図若しくは動作を理解することができないときは、直ちに避航を促す音響信号等を行うこと。 |